

## 意見書

平成 23 年 12 月 19 日

大阪大学教授

松野明久



### 題

## 外国の独裁政権の人権侵害に対する共犯について

1. 問題の所在	2
2. 企業の共犯性 (corporate complicity)	4
①ウノカル社訴訟	5
②フランス・ファン・アンラート事件	6
③オゴニ・ランドのロイヤルダッチシェル	6
④パプアで操業するフリーポート社	7
3. 注意義務の怠り	8
4. 人権侵害の予見性	10
5. おわりに	11
履歴追加分	13

## 1. 問題の所在

本件によってインドネシアの住民が提起する根本的な問題は、次の二つである。

- ①日本政府から資金援助を受ける政府が、まさにその援助される事業を推進するために人権侵害を行った場合、日本政府は何ら責任を問われることはないのだろうか。
- ②ある事業を発注する政府が、まさにその事業を推進するために人権侵害を行った場合、その事業または事業の一部を受注したことで利益を得る民間企業は何ら責任を問われることはないのだろうか。

現地住民がこうした問題を提起するのは、インドネシア政府が日本政府から借り入れた資金で自分たちの村にダム建設を計画し、その実現のために住民を威嚇し、強い圧力下で「同意」させてしまうという人権侵害は、日本政府による資金提供なくしては発生しえない、インドネシア政府がたとえそのような人権侵害の意図をもっていたとしても、実際に資金が提供されなければ、今回のような事態は発生しなかった、そう見ているからである。

そして彼らがそう見る理由は、彼らにとって、それほどまでにインドネシア政府の手法が強権的であることが自明だからである。実際、インドネシア人にとって、そしてインドネシアをよく知る者にとって、当時、それは十分に自明なことであった。（このインドネシア政府の強権的性格の自明性については後述する。）つまり、現地住民は、日本の政府及び民間企業が、スハルト政権がどういう政権であるかを知っていながら、あるいはより具体的には、ダム建設に伴う住民移転をどのような手法で処理するかを予見するに十分な知識をもちながら、資金を提供し、あるいはその事業から利益を得たと思うのである。現地の住民は、そこに人権侵害における共犯を見ている。これは非常に素朴な発想のようにみえて、グローバル化した今日、人権侵害における共犯行為もまた国境を越えて行われるものであるという現代の真実を素直にとらえた発想にほかならない。

しかるに、日本政府の責任について、東京地方裁判所の判決は、「住民の移住及び補償の問題は、借入国政府の内政上の問題であり、日本国政府及び基金は、

本件プロジェクトに当たって、インドネシア共和国政府の主権に属する原告住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務を負うものではないというべきである」(147頁)との判断を示している。また、現地住民たちがスハルト政権が「開発独裁」としていかに抑圧的、独裁的、権威主義的な体制であったと主張しようとも、「被援助国の政治状況いかにかわらず、原告住民らがインドネシア共和国の主権に属するものである以上、日本国政府及び基金が、原告住民らに対して非自発的な移住に対する注意義務を負うことがないことは明らかである」(152頁)と述べている。さらに、日本政府が本件第一次借款契約に3条件の趣旨の定めと共にその履行確保のための特約が入れられたことについても、「インドネシア共和国政府がこれによって日本国政府又は基金に対して何らかの法的義務を負うことはあっても、それにより、日本国政府及び基金が原告住民らとの関係で何らかの法的義務を負うものではないことは明らかである」(159頁)と述べ、日本政府は借款に記された3条件に基づく注意義務すら負っているということはできないと論じる。

この結論を平明に言い直せば、日本政府は資金を援助しただけであり、その援助の対象となった事業のためにインドネシア政府がいかなる人権侵害を行おうとそれは内政問題であり、日本政府に責任はない、ということである。

果たしてそうであろうか。資金を与えた相手がまさにその資金に関連して人権侵害を起こした場合、資金を提供した者はまったく責任がないということになるのだろうか。

おそらく一般論としては、状況による、つまり資金の影響力や犯罪の予見性といった条件によると考えられるだろう。少なくとも、自動的に責任なしとはならない。金の貸し借りが国境の中で行われようと国境を越えて行われようと、「貸す側」と「借りる側」の基本的関係は変わらない。人権侵害を行う「借りる側」は「貸す側」が本気でそれをやめさせようとしていると思えば、人権侵害を思いとどまるだろう。したがって、「貸す側」の行動次第で人権侵害は止められたはずだと考えることは不合理ではない。少なくとも、状況の精査をへて判断されるべきことであろう。

本意見書は、今日、国境を越えてビジネスが行われている中で、国境を越えたビジネス行為がある特定の人権侵害に対して共犯性をもつと考えられる場合があることを論じる。そのことによって、本件の東京地方裁判所の判断が述べている「被援助国の政治状況いかにかわらず、日本政府に注意義務はない」とい

う論理が必ずしも正しいものではなく、再考の余地があるものであることを述べる。

## 2. 企業の共犯性 (corporate complicity)

近年議論されている「企業の共犯性 (corporate complicity)」ないしは「企業の法的責任 (corporate liability)」ないしは「企業の責任 (corporate accountability)」の概念は、企業が外国でおきた人権侵害について、その人権侵害の直接の行為者でなかったとしても、その人権侵害を可能にしたり、援助したり、黙認したり、あるいはそれから利益を得たりしたことを共犯とみなし、その責任を問うという考え方である。

こうした概念に立って、企業は単に商品売っている、ないしは操業しているだけであり、実際に人権侵害をしているのは独裁政権であって企業が責任を問われることはないという、従来ありがちな考え方は今日国際的には否定される傾向にある。

この点に関する国際的コンセンサスは、国際連合が進めているグローバル・コンパクト (Global Compact) という活動に集約されている。グローバル・コンパクトは法的拘束力を持つものではなく、あくまで企業による自発的な運動という性格をもつ。このグローバル・コンパクトの第2原則「人権侵害への非加担」は、企業の人権侵害への加担を、直接的加担、受益的加担、沈黙の加担の3形態に分類している。そのうち、受益的加担とは、第三者が犯した人権侵害から企業が直接利益を受けることを意味する。例えば、企業活動に対する平和的抗議を鎮圧したり、企業の施設を守るために抑圧的な措置を取るなど、治安部隊が犯す人権侵害がこれに関連する例として語られることが多い。また、沈黙の加担とは、企業が適切な関係当局との関わり合いで、制度的もしくは継続的な人権侵害の問題を提起しないような場合、人権擁護者はそれを沈黙の加担だとしている<sup>1</sup>。

一方、法的責任としての「企業の共犯性」については、国際人権 NGO として名高い国際法律家委員会 (International Commission of Jurists) が研究を重ねてきている。2008年には『企業の共犯性と法的責任』と題する3巻からなる報

---

<sup>1</sup> グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークのホームページにあるグローバル・コンパクト10原則の翻訳。加担の分類は、国連人権高等弁務官事務所が提示したものである。  
[http://www.ungcjp.org/aboutgc/glo\\_01\\_02.html](http://www.ungcjp.org/aboutgc/glo_01_02.html)

告書を発表した<sup>2</sup>。同報告書は、人権侵害に対する企業の関与を裁くのに、国内刑法を用いるか、民法による不法行為責任を問うことができると述べている。企業の責任のあり方としては、人権侵害を「可能にする (enable)」「激化させる (exacerbate)」「便宜を図る (facilitate)」といったものがあり、また企業の「知識 (knowledge)」「予見可能性 (foreseeability)」「近接性 (proximity)」についても問われることだとしている。同委員会はその後、各国別に「企業の共犯性」を問う法的枠組について調査を行い報告書を出し続けている。

また、ノルウェーの経済社会研究所 (FAFO) も「ビジネスと国際犯罪」の研究を次々に打ち出している<sup>3</sup>。

さて「企業の共犯性」の概念は、人権侵害を行う加害者とのビジネス関係がある特定の状況下で共犯性を帯びる事態を捕捉しているわけであるが、それはビジネスに留まらず、むしろビジネス以上に、円借款といった「公権力の行使」(判決文 146 頁) の場合にも通用すると考えるべきであろう。

以下、人権侵害に関連して企業の責任を問う裁判が行われた事例 4 件をあげる。

#### ①ウノカル社訴訟

1996 年、ビルマの農民たちがアメリカに本社を置く企業ウノカル社 (Unocal Corp) を相手取って起こした訴訟で、同社がビルマ政府と一緒にパイプラインを敷設し、それが無補償での強制移住、パイプライン関連の強制労働、反対者の投獄・処刑といった著しい人権侵害を引き起こしたという訴えであった。この訴訟は Alien Tort Claims Act (略して ATCA: 外国での不法行為を訴える法、1789 年制定) の下で、民間企業が国家と人権侵害において共犯する場合に企業の法的責任 (corporate liability) を問うことが可能だということを示した<sup>4</sup>。

ロサンゼルス地方裁判所は、ウノカル社はビルマ軍が人権侵害を過去行っていたことを知っており、プロジェクトは軍隊を警備に雇っており、軍隊はプロジェクトの利益のために村人を強制移住させる等していた、そしてウノカル社は軍隊がそれをやっており、またこれからもやり続けることを知っていたことを認めた

---

<sup>2</sup> ICJ のホームページ:

[http://www.icj.org/default.asp?nodeID=349&sessID=&langage=1&myPage=Legal\\_Documentation&id=22851](http://www.icj.org/default.asp?nodeID=349&sessID=&langage=1&myPage=Legal_Documentation&id=22851).

<sup>3</sup> <http://www.fafno.no/liabilities/index.htm>

<sup>4</sup> King, Hugh. 2008. Corporate Accountability under the *Alien Tort Claims Act*, *Melbourne Journal of International Law*, 9: 472-494.

が、ウノカル社が人権侵害を欲したわけではないとして、原告の訴えを棄却した。しかし高等裁判所は一審の判決をくつがえし、原告の訴えが成立するためには、ウノカル社がビルマ軍をコントロール下に置いている必要はなく、ウノカル社が人権侵害を援助したことを証明すればいいと述べた。その後、原告と被告は法廷の外で和解したため、この件については結論的な判決が出ていない<sup>5</sup>。

## ②フランス・ファン・アンラート事件

フランス・ファン・アンラートはイラクでビジネスをしていたオランダ人実業家で、イラクに 1984 年から 1988 年の間に数千トンのチオジグリコル (thiodiglycol) を販売した。その物質はクルド人虐殺のための化学兵器に使用されたが、アンラートはそのことを戦争犯罪の共犯に問われ、オランダの検察庁によって起訴された。当時、イラクとの取り引きを禁止する法律等はなく、また彼はいかなるオランダの法律 (輸出法等) も犯したわけではなかった。2005 年、一審は、「被告は彼がそれを売らなかったとしてもそうした事態 (クルド人虐殺) は起きた、と反論できない」と述べ、15 年の刑を言い渡した。被告は控訴したが、二審判決は 2007 年、被告はそれがマスタードガス (毒ガス兵器) に利用されることを知りながら繰り返し販売したとして、より重い 17 年の刑を言い渡した。ただ、政権のジェノサイドの意図を知っていたとは言えないとして、ジェノサイド罪の適用は認められなかった<sup>6</sup>。

この訴訟は、実業家が行うビジネスを国際人権法に照らして考えた場合、人道に対する罪等の重大な犯罪の直接の加害者とならなくても、それへの共犯によって法的責任を問われることがあることを示している。

## ③オゴニ・ランドのロイヤルダッチシェル

ナイジェリアのオゴニ・ランド (地方) ではロイヤルダッチシェルの現地法人が操業していたが、住民は現地政府の人権侵害に苦しんでいた。著名な環境活動家ケン・サロウィワらに対する処刑を始めとして、人道に対する罪、拷問、非人間的な扱い、恣意的逮捕、暴力、精神的虐待等で、アメリカの NGO 憲法的権利センター (Center for Constitutional Rights) は、住民を代弁して、ロイヤルダッチペトロリウム社、アンダーソン (ナイジェリアにおけるシェル合弁企業の

<sup>5</sup> Earthright International: <http://www.earthrights.org/legal/doe-v-unocal-case-history>

<sup>6</sup> Tripathi, Salil. 2010. Business in Armed Conflict Zones: How to Avoid Complicity and Comply with International Standards. *Politorbis*, 50: 131-141.

社長)、シェルペトロリウム開発会社の3者を、アメリカのATCAによって訴えた。一審の、本件はイギリスで訴えるのが適当だという判断を二審はくつがえし、ATCAの下で審理が始まった。しかし、裁判が結審する前、2009年6月に3件について和解が成立し、総額1550万ドルが原告に支払われた<sup>7</sup>。

#### ④パプアで操業するフリーポート社

インドネシアのパプアで銅採掘を行っているアメリカの企業、フリーポート・マクモラン社を、拷問、恣意的逮捕、監視、環境破壊、文化的損害等で、1991年アムンメ人代表のトム・ベアナルがアメリカの法廷に訴えたケースである。結果は、一審、二審とも棄却であった。1999年に出た二審判決は、ジェノサイドや国際人権に違反する行為が十分に立証されなかった、環境条約はATCAにおいて訴えをなすには十分な根拠となり得ないと述べている。

この訴訟で明らかになったことは、立証されるべき人権侵害が国際人権法違反という性格を持つことが重要だということである。

以上のケースはほんの一例であるが、その他のケースも含めて考察すると、次のように現状をまとめることができる。

- (1) 外国政府等が人権侵害の実行者である場合、企業はそれとのビジネス関係をもっているにすぎないとしても、関係如何によっては共犯としての責任を問われることがある。
- (2) その場合、人権侵害が、国際人権法に違反していることが認められなければならない。その際、ジェノサイド罪及び人道に対する罪が国際社会が見逃すべきでない、また時効も成立しない重大な人権侵害であることは論を待たない。さらに、国際人権法と言った場合、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を始めとして、拷問禁止条約等、各種人権条約をさしている。
- (3) アメリカのようにATCAといった明確な法律をもっている国では国内法が責任追及の法的根拠となる。そうでない場合でも、刑法による訴追、民法の不法行為による責任追及が可能である場合がある。また、人道に対する罪、ジェノサイド罪など重大な人権侵害については普遍的管轄権

---

<sup>7</sup> Center for Constitutional Rights, *Wiwa et al v. Royal Dutch Petroleum et al*: <http://ccrjustice.org/ourcases/current-cases/wiwa-v.-royal-dutch-petroleum>

の考え方が適用できるだろう。

- (4) いずれの場合も、問題とされる人権侵害が国際法違反となる人権侵害であるかどうかの判断が出発点となっている。

さて、本件においては、(4)のポイントを重視したい。というのも、東京地裁の判決は、「被援助国の政治状況いかににかかわらず、原告住民らがインドネシア共和国の主権に属するものである以上、日本国政府及び基金が、原告住民らに対して非自発的な移住に対する注意義務を負うことがない」と述べているからである。

「企業の共犯性」の概念からすれば、まず最初に、訴えられている事実が国際人権法違反に該当するかどうかの判断があり、もしそう認められれば次に共犯性の考察に移るが、そう認められなければ共犯性は議論されない。しかるに、東京地裁の判決は、言ってみれば、強制移転という人権侵害が行われたかどうかにかかわらず、そもそも日本国政府は当該住民のかかる状況に対する注意義務をもたないと言っている訳である。

今日、人権侵害は国際的な関心事項であり、一般論として内政問題とは考えてはならない。少なくとも、各国政府は、それが外交関係、国際協力といった関係を通じて関係をもつことになる外国の地域、国民、住民に対しては一層の関心をもたなければならない。本件において発生している日本国政府と現地住民の関係は、外交上の一般的関係ではなく、円借款という非常に具体的な「公権力の行使」を媒介として成立しているわけであるから、なおさらであろう。こういう関係がある場合に、かかる住民がかかる関係故に被っている人権侵害に対する注意義務をもたないことは「明らかである」などとどうして言えようか。本件は、住民が訴えている事態が国際人権法違反に該当するかどうか、まずそこから出発し、しかるのちに、そこにおける日本国政府あるいは日本の企業の共犯性が検討されるべきなのである。

### 3. 注意義務の怠り

コト・パンジャンダムの建設プロジェクト推進過程で、住民に対する強制があったことは、住民たちがつとに主張していることである。裁判所はまず住民の訴えが正しいかどうか、十分な吟味を行ってほしい。



本意見書では、国が注意義務を怠ったと訴えられている点について、追加的意見を述べたい。

まず第一に、日本側（政府にしる企業にしる）が現地を訪問し、住民に聞き取りをしたりしているが、その場に政府役人や警官がいたりすればまともな話は聞けないであろうことは、インドネシア関係者ならみな予見できたことである。それだけインドネシアの当局というのは怖い存在なのである。1994年、インドネシアが占領していた当時の東ティモールに日本の「東ティモール問題を考える議員懇談会」所属の国会議員5人が訪れたことがある。当時、ノーベル平和賞の候補にあがっているとして著名であったカルロス・ベロ司教との面会で、ベロ司教は護衛についてきたインドネシア軍・警察・政府関係者、日本のマスコミもすべて部屋から閉め出し、国会議員グループとだけ懇談を行った。そうしなければ正直には話せないからである。（このエピソードはNHK番組「東ティモール最新報告」[1994年9月放送]に収められている。）国際的に知られてバチカンの後ろ盾があった司教ですら、そうしなければならなかったのであるから、ましてやスマトラの地方の農民たちが軍や警察（往々にして私服を着ている）・政府関係者がいる前で、日本からの訪問客に本当のことを言えるとは考えられない（乙B第19号証）。そうした設定自体が、住民の意見を聞く調査手法としてはまちがっている。そしてこのことはインドネシア研究者であれば誰もが承知していた状況である。

第二に、日本政府は住民の意見に対して予見、偏見をもっている。たとえば、インドネシアの住民が外務省を訪れて面会した際の記録（乙B第03号証）には、インドネシア人来訪者が、世銀の対日融資の話の日本の対インドネシア融資は、日本とインドネシアの民主主義の度合が異なるので話にならない、インドネシアでは政府との対話が可能な状況ではない等「感情的な」反発を見せ（「」は筆者付加）たと記されている（6頁）。インドネシアで政府との対話が可能な状況ではないという主張は、まったく感情的な反発ではない。たとえ、そのときの口調が多少感情的であったとしても、それは自明のことをわかっていない日本側担当者に少し苛立ったからそうなったのであろうと想像される。それを「感情的な反発」と書くであろうか。

また、来日中のギナンジャーラ鉱業・エネルギー大臣と約1時間にわたり意見交換を行った件（乙B第18号証）についてであるが、日本側は来日したコトパンジャンの住民や日本のNGOの反論を「偏った見方」（6頁）と決めつけた

上で意見を交わしていたことがうかがえる。

第三に、インドネシア側が真剣に日本側のクレームを聞いているという印象がないということに、日本政府は気づいていたはずである。とくにひどいのは、サレ・アフィフ国家経済開発企画院長官との会談記録（乙B第21号証）で、長官は、日本に行った現地住民の声だけを聞いてもらっては困る、政府の方針がちゃんと住民に伝わっていないとどうしてわかるのか、われわれは十分やっている、die-hardのNGOは耳を貸さない、すでにバイアスされている者は何をやっても無駄だ、などととりつく島もないほどの反論をしている（3-4頁）。

上に述べたギナンジャーラ鉱業・エネルギー大臣はこれよりはかなりソフトな対応ぶりであるが、それでも、基本的にはプロジェクトの弁護、インドネシア政府が行っている措置の弁護に終始しており、住民の反対運動については「全員が同意することなどほとんど不可能」、「（外部の何者に知恵をつけられたに違いない）等と述べ、指摘された事柄について調査してみるとか、改善の余地があるといった趣旨の発言はまったくない。ましてや、軍隊は村にはいないなどと述べているが、これはどういう意図で述べているのか理解に苦しむ発言ですらある。軍隊がいたことは原告側が主張しているところであるが、一般常識から言っても、インドネシアでは通常村レベルにバビンサ（村落指導員）と呼ばれる兵士が常駐しているわけであるし、それでなくても軍人などというのはいつでもどこでもすぐに派遣できるのであるから、そもそもインドネシアでそんなところに軍隊などはいない、などと言うこと自体、軍隊の遍在ぶりを意図的に隠蔽しようとするのでなければ言う意味があるとは思えない。（4-6頁）

こうしたインドネシア側の態度を解釈すれば、日本側としては基本的に住民のクレームに耳を傾けるつもりはないことが理解されたはずである。したがって、日本側としては伝えるべきことは伝えたとか、わざわざ時間を割いてくれて真摯に聞いてくれたとかという評価には、この会談記録からは、ならないはずである。

#### 4. 人権侵害の予見性

インドネシアの政府・軍・警察がどれほど人権侵害を公然と行っていたかについては、私がかつて提出した意見書に詳しく述べている。重要なことは、こうした人権侵害の常習犯としてのインドネシア政府の性格は、当時、インドネシア関係者の間で共有されていた知識であったということである。80年代後半から90

年代にかけて、国連人権委員会では毎年、東ティモールにおけるインドネシア軍による人権侵害が議論され、日本政府・外務省はいつもそのことで判断をしなければならぬ局面に立たされていた。

インドネシアの人権状況で特徴的なことのひとつは、中央と地方で人権の遵守状況がかなり異なるということである。本件が主に問題とする 1990 年代は、国軍が全国を軍管区に分けて、住民を監視するために地域に展開していた（国軍の領域作戦）わけであるが、ジャカルタという首都ではそうそう軍隊も勝手なことはできず、反体制活動家も一定程度活動を許されていた。しかし、周辺へ行けば行くほど、国際的な監視の目は届かず、また首都を拠点とする報道機関もカバーできないため、軍・警察はかなり「自由に」行動できた。ジャカルタに駐在する日本の各社支局員は政府の許可なく地方の取材は許されていなかったし、それは現在でも許されていない。スマトラの山地の村々で何か問題が発生した場合、住民がほとんど何も言えない状態であるというのは、至極当然のことである。ここではジャカルタ等とは比べものにならないくらい、軍・警察の存在は恐怖である。村にいるたった 1 人の軍人の背後には、何かあれば、駆けつける軍隊がいた。したがって容易に反対できないのである。

こうした状況は今日も続いている。すでに民主化して 10 年以上経っているが、1965 年の 9 月 30 日事件後のインドネシア軍による共産党関係者の虐殺事件はまだセンシティブな事件である。一説には 20 万人とも 100 万人とも言われる人たちが殺されたこの事件は、インドネシア現代史上最大の事件といえる。民主化後、被害者・犠牲者の遺族たちは真相究明・補償等を求めて運動を展開できるようになった。しかし、ジャカルタ、中部ジャワのジョクジャカルタといったいわば「中央」では、会議を開けば数百人が集まるといった状況であるのに、その他の地域では会合は開けない。私が最近知ったあるケースによれば、開こうとして警察に自宅を訪問され、震え上がった遺族が会合そのものをキャンセルするよう主催者に頼んだということがあった。これをジャカルタの人たちに言うと、信じられないといった顔をする。しかし、これがインドネシアの現実なのである。国際的監視の目が届かない地方では、軍・警察は、ただ家を訪問するだけで人々を黙らせる効果があるのである。

## 5. おわりに

他国で起きている人権侵害は、とりわけ、それが日本の政府、または企業との取り引き関係、業務関係の延長線上で発生している場合、もはや「注意義務がない」などとは言えない。企業について言えば、それはグローバル・コンパクトによる国際的コンセンサスの動向が差し示している論理であり、ましてや国家となれば、円借款という公権力の行使、つまり外交関係の延長線上で起きていると住民が訴えている問題を無視することはできない。問題は、それが国際人権に違反するかどうか、という点であろう。今日国際人権法と呼ばれる国際法の分野で確立された人権が侵されている場合、それはただちに国際社会の関心事項となるべきものである。

本件原告の住民たちが被った被害が、国際人権の侵害に当たるかどうかは、吟味しなければならないだろう。しかし、そうした吟味を経ることなく、単純に「日本側には注意義務はない」という結論はおかしいというのが、本意見書の主たる意見である。

## 履歴追加分

平成19年10月1日 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授に採用される。(大阪大学・大阪外国語大学統合による。)(現在に至る。)

## 学会及び社会活動

平成21年 日本平和学会加入 (現在に至る)  
平成21年 アジア政経学会加入 (現在に至る)  
平成22年 日本国際政治学会加入 (現在に至る)  
平成22年 東南アジア学会加入 (現在に至る)

## 著書

8. 『痛みと怒り 圧政を生き抜いた女性のオーラル・ヒストリー』共著、H. 18、明石書店。
9. 『国際刑事司法の役割と課題：紛争現場からの平和構築』共著、H. 19、東信堂。
10. 『トラウマ的記憶の社会史』共著、H. 19.9、明石書店。
11. 『Democratic Governance in Timor-Leste: Reconciling the Local and the National』共著、H. 20、Charles Darwin University Press.
12. Institute for Development

## 論文 (すべて単著)

11. 敗北させられた女たちに捧げるレクイエム-アユ・ウタミの『ラルン』を読む、H. 19、『えくす・おりえんて (大阪外国語大学言語社会学会学会誌)』14号。
12. Genocide and Sexism - Reflections on the Indonesian massacre in 1965-66, H. 20, *Peace Studies Bulletin* No. 27 (日本平和学会英文ニュースレター)
13. Stability and Democracy in Post-Conflict East Timor, *Still Under Co*

*nstruction: Regional Organisations' Capacities for Conflict Prevention* (INEF Report No. 97), H. 21, Institute for Development and Peace, Duisburg University.

14. Analysing Timor-Leste Electoral Politics from a Socio-Economic Perspective, *Understanding Timor-Leste*, H. 22.7, Swinburg University.
15. パプア - 国際関係の中で揺らぐ自決権の行使、H. 23.2、『PRIME』（明治学院大学国際平和研究所）